

住居確保給付金のしおり

【転居費用分】

世帯収入が減少し、転居によって家計改善が見込まれる方へ

～住居確保給付金（転居費用分）のご案内～



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」

令和7年7月

住居確保給付金（転居費用分）とは

同一の世帯に属する方の死亡または本人もしくは同一の世帯に属する方の離職や休業等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失した方 または住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

1 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニングなどの現状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・ 鍵交換費用	・ 敷金 ・ 契約時に払う家賃（前家賃） ・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用

※支給対象外の経費については、自己負担となります。

2 支給額

つぎの表の金額を上限として、実際に転居に要する経費を支給。実費が上限額を下回る場合は、実費を支給。

〈支給額の上限〉

転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額の3倍

(例) 転居先が桶川市内の場合

世帯人数	住宅扶助基準額	転居費用支給上限額
1人	43,000円	129,000円
2人	52,000円	156,000円
3～5人	56,000円	168,000円
6人	60,000円	180,000円
7人	67,000円	201,000円

※上限額を上回る場合、差額については自己負担となります。

3 支給方法

〈転居先の住宅に係る初期費用〉

- ・原則不動産仲介業者等の口座へ振込
〈上記以外の費用〉
- ・ 個々の状況に応じて、市から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給

住居確保給付金（転居費用分）の支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の金額以下であること。

世帯人数	基準額		収入基準額（上限）
1人	81,000円	+家賃額等 （ただし、世帯ごとに 設定された住宅扶助基 準額が上限）	124,000円
2人	123,000円		175,000円
3人	157,000円		213,000円
4人	194,000円		250,000円
5人	232,000円		288,000円
6人	269,000円		329,000円
7人	306,000円		373,000円

※子（高校生以下、および20歳未満の学生を除く）のアルバイト代も含めた就労収入及び年金、失業給付など定期的に支給される公的給付、親族等からの継続的な仕送りなどの全ての収入の合計額です。公的給付の中には収入認定しない手当等がありますので、ご相談ください。

※就労収入及び年金は、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費支給額を除く）を合算します。

※自営業の方は、経費を差し引いた控除の額を収入とします。

- ⑤ 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する

金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1 人	4 8 6, 0 0 0 円
2 人	7 3 8, 0 0 0 円
3 人	9 4 2, 0 0 0 円
4 人以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円

- ⑥ 生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ) またはロ) に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること（持家の場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む。）。

ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること（持家の場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む。）。

- ⑦ 自治体等が法令または条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。

申請をするために必要なもの

1 住居確保給付金支給申請書

- 2 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
- 3 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格者証等
- 4 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
例：（同一の世帯に属する者の死亡の場合）死亡の事実を証明できる書類
（離職の場合）離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証等
（休業の場合）医師の証明書等
（廃業の場合）廃業届等
- 5 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての収入が確認できる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書（年金額改定通知書）」
- 6 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- 7 住居確保給付金要転居証明書（自立相談において、家計の改善のために転居が必要と認められた場合に桶川市（自立相談支援機関）から交付されます）
- 8 〈持ち家の場合のみ〉居住維持費用関係書類 住宅の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

申請から決定まで

○ 住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を桶川市（自立相談支援機関）に提出します。

○ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

（１）桶川市（自立相談支援機関）から示された家賃額を目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、転居先の住宅を探し、住居

確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。

- (2) 入居希望の住宅が確定した後、不動産仲介業者等に「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。
- (3) 不動産仲介業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を桶川市（自立相談支援機関）に提出するとともに、転居に要する費用（家財の運搬費用、現状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を桶川市（自立相談支援機関）に提出してください。

○ 住居確保給付金の審査・決定

- (1) 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。
- (2) 住居確保給付金は、自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- (3) 決定通知書に記載された支給額が上限額の場合、転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担となります。
- (4) 受給資格なしの判断の場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その際は、不動産仲介業者等に不支給決定となった旨連絡してください。

○ 転居後の報告等

転居先への入居日から 7 日以内に、「住居確保報告書」に賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、桶川市（自立相談支援機関）に提出してください。この際、初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付してください。

○ 訪問等

- ・ 必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行います。

支給額の変更について

○ 追加支給額について

実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、追加支給が認められる場合があります。支給額の変更を希望する場合、「住居確保給付金変更支給申請書」を提出してください。

○ 返還について

- ・ 実際の支出額が支給額を下回っていた場合、差額を返還していただきます。

再支給について

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同じの世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同じの世帯に属する者の離職、休業等（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により、世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当している場合は、再度支給を受けられる可能性があります。詳細は桶川市社会福祉課にお問い合わせください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

お問い合わせ先
桶川市社会福祉課
電話：048（788）4933